

成分属性

対原料的技術要求

原料に対する技術要求

食品原料

この抽出物は更に詳細な説明資料が必要です。
CAS 番号では、この抽出物はセラミド (ceramide) という成分を示していますが、セラミド (ceramide) の濃度が 90% を超える場合、米胚芽抽出物とは呼ばれません。直接的にセラミド (ceramide) と呼ばれることとなります。現在、セラミド (ceramide) 成分は食品や食品添加物ではありませんので、セラミドの場合、食品新原料、もしくは保健食品原料として申請することが必要です。

この抽出物の詳細について、更に資料があれば提出をお願いします。

<p>αシクロデキストリン</p>	<p>α-Cyclodextrin</p>	<p>α-环糊精</p>	<p>食品添加物</p>	<p>成分表では、7585-39-9 は β-シクロデキストリンのCAS 番号です。もう一度確認をお願いします。 ただし、αシクロデキストリンでも、βシクロデキストリンであつても問題にはなりません。</p>
<p>二酸化ケイ素(非結晶)</p>	<p>Silicon dioxide</p>	<p>二氧化硅</p>	<p>食品添加物</p>	<p>GB 25576-2010 食品安全国家基準 食品添加物 二酸化ケイ素</p>